

## 九州歯科大学履修規程

平成18年4月1日 法人規程第46号

改正 平成19年6月20日 法人規程第14号  
平成21年3月17日 法人規程第9号  
平成22年2月8日 法人規程第17号  
平成23年3月10日 法人規程第1号

### (目的)

第1条 この規程は、九州歯科大学学則（以下「学則」という。）第16条および第18条の規定に基づき、学生の授業科目の履修方法、試験および履修の認定について必要な事項を定め、もって適切な教育に資することを目的とする。

### (履修届)

第2条 学生は、各年次または各セメスターの初めに、その年次またはセメスターにおける選択科目について、履修しようとする授業科目を、学務部教務企画班（以下「教務企画班」という。）に届け出なければならない。

2 前項の届出は、各セメスターの授業開始後2週間以内とする。

### (出席要件および受験資格)

第3条 学生は、学則第16条の規定に基づく本規程の別表に定める講義時間数の3分の1を超えて欠席してはならない。

2 出席日数が前項に規定する日数に満たない場合、学生は、当該科目の定期試験の受験資格を喪失する。

3 講義および実習で総合評価する科目について実習を完了していない場合は、当該科目の定期試験の受験資格を喪失する。

### (試験)

第4条 歯学科における試験は、定期試験、追試験、再試験、選択肢型共通試験、共用試験（CBTおよびOSCE）および卒業試験とする。

2 口腔保健学科における試験は、定期試験、追試験および再試験とする。

3 科目担当教員は、前項に定める試験とは別に随時試験を行うことができる。なお、随時試験の結果を当該セメスターの終わりに行う総合評価に反映させる場合は、その旨を授業要綱に定めるものとする。

### (成績の評価)

第5条 定期試験、追試験および卒業試験（歯学科においては選択肢型共通試験を含む。）における成績の評価は、優（80～100点）、良（70～79点）、可（60～69点）および不可（59点以下）で表し、不可は不合格とする。

なお、合否の最終判定は年度末に行う。

(定期試験)

第6条 定期試験は、前後期ごとに当該授業科目について行う。

(追試験)

第7条 追試験は、真にやむを得ない事情により、定期試験、再試験、選択肢型共通試験または卒業試験を受験できなかった学生に対して行う。

2 当該学生は、速やかに受験できなかったことを教務企画班に連絡しなければならない。連絡がない場合、原則として追試験の受験資格を放棄したものとみなす。

3 追試験を希望する学生は、定期試験日以降1週間以内に、追試験受験願(様式第10号)および受験できなかった事情を証する書面を、教務企画班を通じて教務部会に提出しなければならない。

4 教務部会は、追試験受験願の内容を審査し、追試験の受験を認めるか審議する。

5 追試験の時期は、別に定める。

(再試験)

第8条 定期試験または追試験を受験し、不合格になった学生は、再試験を受験しなければならない。

2 再試験は、原則として1回行うこととし、実施時期は、別に定める。

3 再試験の成績評価は、60点を上限とする。

(選択肢型共通試験)

第9条 選択肢型共通試験は、2年次学期末に行う。

2 選択肢型共通試験の合否は、教務部会で審査し、教授会において決定する。

3 選択肢型共通試験に不合格となった場合、当該学生は別に定める指定科目をすべて再履修しなければならない。

(共用試験)

第10条 共用試験の評価は、CBTおよびOSCEのそれぞれにおいて行う。

2 CBT本試験で正答率60%未満は、不合格とする。なお、当該学生は、再試験を受験しなければならない。

3 CBT再試験で正答率60%未満となった場合、当該学生は別に定める指定科目をすべて再履修しなければならない。

4 OSCEの再試験は、行わない。なお、不合格の評価を受けた学生は、当該ステーションにおいて補講を受け、再評価を受けなければならない。

5 共用試験の合否は、教務部会で審査し、教授会において決定する。

(卒業試験)

第11条 卒業試験は、学則第16条に定める教育課程を履修した学生に対して行う。

2 卒業試験の合否は、教務部会で審査し、教授会において決定する。

(実習)

第12条 実習に関しては、原則として欠席を認めない。ただし、真にやむを得ない事情により実習を欠席する場合、当該学生は速やかに担当教員に連絡しなければならない。

2 担当教員が欠席事由を認めた場合、当該学生は、補充実習によって欠席時間相当数を満たすことができるものとする。

3 担当教員は、欠席事由について疑義があるときは、教務部会に諮るものとする。

4 教務部会は前項の疑義について当該学生から事情を聴取することができる。

(臨床実習の評価)

第13条 臨床実習の評価項目およびその実習方法は、別に定める。

(不正行為)

第14条 試験に関して不正行為を行った学生は、当該授業科目の試験を無効とする。

(進級、仮進級および留年の決定)

第15条 当該学年において修得すべき全授業科目に合格した場合は進級とし、不合格の科目がある場合は教務部会で審査し、教授会において仮進級または留年を決定する。ただし、次に該当する場合は留年とする。

(1) 進級または仮進級の要件を満たさない場合

(2) 第3条第2項または第3項に該当する場合

(3) 再試験における評価で、30点以下の科目がある場合

(4) 歯学科の1年次若しくは3年次または口腔保健学科の1年次において、必須科目の未修得単位数が10単位を超えた場合

なお、留年となる場合は、未修得となった科目を再履修しなければならない。

2 定期試験、追・再試験において一度認定された単位は、仮進級および留年にかかわらず認める。

3 仮進級した学生は、教授会で決定した当該科目の履修方法に従い、次年度の前期中に単位を修得しなければならない。

4 留年した学生は、未修得科目および教授会で決定した指定科目の授業に出席し、試験を受けなければならない。

(歯学科における進級等要件)

第16条 1年次生から5年次生のそれぞれの進級要件または6年次生の卒業要件は、次のとおりとする。

(1) 1年次生

当該学年の必須科目の未修得単位数が10単位以内であれば、仮進級の対象とする。

(2) 2年次生

① 1年次および2年次で定められた単位数をすべて修得しなければならない。

② 選択肢型共通試験に合格しなければならない。

(3) 3年次生

当該学年の必須科目の未修得単位数が10単位以内であれば、仮進級の対象とする。

(4) 4年次生

①3年次および4年次で定められた単位数をすべて修得しなければならない。

②共用試験でC B TおよびO S C Eに合格しなければならない。

(5) 5年次生および6年次生

①5年次の前期 Semester で定められた単位数をすべて修得しなければ、臨床実習を受講できない。

②臨床実習は、5年次後期 Semester から6年次に至る期間を通して単位認定を行う。

③卒業認定を受けるためには、臨床実習評価において合格基準を満たすとともに、卒業試験に合格し、かつ6年次で定められた単位数をすべて修得しなければならない。

(口腔保健学科における進級等要件)

第17条 1年次生から3年次生のそれぞれの進級要件または4年次生の卒業要件は、次のとおりとする。

(1) 1年次生

当該学年の必須科目の未修得単位数が10単位以内であれば、仮進級の対象とする。

(2) 2年次生

1年次および2年次で定められた単位数をすべて修得しなければならない。

(3) 3年次生および4年次生

①臨床実習は、3年次から4年次に至る期間を通して単位認定を行う。

②卒業認定を受けるためには、臨床実習評価に合格し、かつ卒業研究の単位を修得しなければならない。

(運営の細目)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。